11 文化 統12版 2019年(令和元年)9月28日(土) 毎日新聞

CULTURE

森健の現代をみる

今回のゲスト
小林 雅之さん

支援規模の大きさ画期的 範囲の狭さなど欠陥多く

こばやし・まさゆき
1953年生まれ。東京大学教育学部卒、同大学院教育学研究科博士課程退学。同大学名誉教授。専門は教育社会学。著書に『進学格差 深刻化する教育費負担』『大学進学の機会 均等化政策の検証』、共著に『大学のIR』など。

森 今回の法は「大学無償化」と言われています。しかし内実は無償化ではなく負担軽減と言うのがふさわしい内容です。2008年の著書『進学格差』などでは高騰する教育費や公的負担の少なさを指摘されましたが、どう評価しますか？

小林 金額的には画期的ですね。長い間改革されなかった日本の学生支援制度が大きく動き出しました。日本はかつて公が教育にお金を使っている国でした。ところが政府の行財政改革に伴い、1980年代初めから私費負担が増えてきた。学費が上がり、家計所得が低下する中で、特に低所得者層はもはや限界にきています。現在、経済的な理由で大学などに進学できない状況などは推定年間5万人に上ります。こうした人たちがかなり救われるはずです。

森 奨学金制度は以前からありましたが……。

小林 ただ、今回は規模が大きく違います。17年度に創設された給付型奨学金＝注❶＝が年額約2520億円。授業料減免制度への補助を合わせて約7440億円。今回は消費税の8%から10%への引き上げ分を財源として年額7600億円が投じられます。

森 学生の両親の離婚やリストラなどの家計急変を対象とした点も目新しい。

小林 ええ。これも高く評価できますね。家計急変は経済的困窮に直結することが多いのです。中退でもっとも多い理由が経済的理由ですから。専門学校を対象とした点も意義があります。北海道と高知県以外ほとんど授業料減免の公的支援がありませんでした。

森 それにしても、急速に導入されました。

小林 ええ。私が制度設計に関わった給付型奨学金制度などは提唱されてから10年かけて創設されました。一方で今回の新制度は、17年5月3日の憲法記念日に安倍晋三首相が提唱した「高等教育無償化」が発端です。その後9月末から12月初めまでの2カ月程度、極めて短期間の検討で制度の骨格が閣議決定され、さらにわずか半年の検討で法案となりました。急いだ理由の一つは選挙対策でしょう。近年の安倍政権は、福祉政策に力をそそいでいます。

森 急だっただけに、制度設計にずさんな面も目立ちます。

小林 たとえば新制度では年収約270万円の住民税非課税世帯の場合、国公立大学生は授業料の全額免除（年額約54万円）、私立大生は最大同約70万円が減免されます。生活費を支援する給付型奨学金は最高で同約91万円。これが、年収300万円までは3分の2になり、380万円までは3分の1になります。この3段階ではまったく不十分です。

森 細かくやりなさいですね。

小林 「雇効果」です。段階が少なすぎて、年収だった1円の差で大きな差が生じます。より金額の支援を得るために年収を抑えさせ、あるいは偽装離婚をするというモラルハザードを招く恐れが極めて高い。また、従来は国公私立大学の授業料減免に対して約550億円の補助金がありましたが、これがどうなるかが明確でない。もしこれが縮小されれば、支援の対象が狭まってしまいます。

森 高等教育機関のすべてが支援の対象ではなく、限定されているのも気になるところです。

小林 「確認大学等」であることを条件としました。「学問実践と実践的教育のバランスが取れている」教育による授業が標準単位数の1割以上配置されていること」などを課しています。しかし、そもそも日本の高等教育機関は設置審査を経て認可されており、大学はさらに認証評価で質をチェックされています。「確認大学」の認定は屋上屋を架すことにもなります。

森 文部科学省が条件を確認するということですが、「実務経験」とは具体的に何を指すのでしょうか。

小林 定義されていません。さらに問題なのは、1割以上と定めた課目を必修とするわけではなく、奨学生に履修を義務づけているわけでもないから、うがった言をあえて言えば、「実務経験」の要件は学生のためというより、学生を履修に利用して政府が目指す大学改革を進めようとしている意図が明らかです。政府としては「お金を出すから改革を。社会産業化のニーズに合わせてください」ということでしょうね。成績によっては給付を打ち切るという規定＝注❷＝にも問題があります。

森 90年代に大学設置基準が緩和されて私立大学の新設が相次ぎ、偏差値序列で下位の大学はほぼ無試験でも入れる状況です。働くことを第一に考えている外国人留学生を大量に受け入れる大学もある。いずれも入学後ろくに勉強をしない学生が多い。新制度はそうした学生が集まる大学を延命させることになる、という懸念もあります。

小林 ただ、学力や偏差値の高さだけがいい大学の条件ではありません。地域密着、地元の人材を育てることに徹している大学や、あえて偏差値の高くない学生を育て、社会に送り出すことを使命としている大学もあります。そうした大学に進学できなかった生徒らが、新制度では可能になるケースが増えるでしょう。

森 来年度から施行されますが、これから道路を固める時期です。高校などにどれくらい浸透しているのか懸念もあります。

小林 ただでさえ現在の高校の現場は新テストの導入などで多忙です。また現在はプライバシーの問題から教員が生徒の家庭環境や経済状況を把握するのが難しい。さらに事実上ローンである奨学金を紹介すると「借金を勧めている」と言われかねず、教員はアドバイスをちゅうちょしがちです。

また、「確認大学」でないことを知らずに進学して支援を受けられない、あるいは受給資格がありながら申請しないケースなどもあり得ます。こうした情報ギャップを埋めなければなりません。

森 新制度の対象とならない中所得者層の問題があります。従来のローン型奨学金を利用し、就職しても給与が安くて返すことができないなど、人生設計が狂った人たちが増え、社会問題化しました。

小林 大きな問題ですね。たとえば所得連動型の奨学金の充実や、授業料などの後払い制度が考えられます。いずれにしても新制度は多くの欠陥があります。制度設計をするためにも学生支援の効果を検証する必要があります。

森 たとえば先ほどの5万人のうち、新制度によってどれだけ進学したのか、ということですね。

小林 あるいは制度前ならば自宅外からできなかった人が、自宅外からできるようになったか、学費がかさむ現状をあきらめていた人が希望通り進学できたか、など。進学後アルバイトなどを減らして学習時間を増やすことができたか。卒業後の生活はどうなったのか。税金を投入する以上、求められる成果や検証すべきことはたくさんあります。

小林雅之・桜美林大学教授（右）とジャーナリストの森健さん＝東京都千代田区で、根岸基弘撮影

中所得世帯は対象外 制度設計にずさんさも

もり・けん
ジャーナリスト、1968年生まれ。早稲田大卒。在学中からライターを務めた。2012年『「つなみ」の子どもたち』で大宅壮一ノンフィクション賞、17年には『小倉昌男 祈りと経営』で大宅壮一メモリアル日本ノンフィクション大賞受賞。

キーワード

注❶＝独立行政法人日本学生支援機構が17年度に開始。借金である貸与型に対し、一定の学力や収入要件を満たせば、返済が不要。
注❷＝原則として下位4分の1が連続した場合、支援を打ち切る。

新たな学生支援制度の問題点

今年5月、「大学等における修学の支援に関する法律」が成立し、来年度から施行される。これまでにない規模の学生支援で、「大学無償化」法ととらむきもあるが、中身はそう単純ではない。制度の何が問題で、今後どうすべきなのか。小林雅之・桜美林大教授と森健さんが論じ合った。 【構成・栗原俊雄、写真・根岸基弘】

対談を聞いて

教育機会の均等は日本国憲法、教育基本法の重要な理念の一つだ。多くの若者が保護者などの経済状況で進学をあきらめている現実は、それに反している。対談で分かったとおり、新たな学生支援制度には問題が少なくない。ただ原則返済不要の支援に毎年7600億円もの巨額を投入する意義は大きい。来年度からの運用状況をチェックしながら、よりよい制度にしなければならないと感じた。 【栗原俊雄】